

業務委託契約に関する取り決め事項

本事業に関する業務委託契約を締結する際は、以下の各事項について遵守すること。

1 協働と役割分担に関する事項

本件の円滑かつ適切な遂行のためには、発注者及び事業者双方による協働及び各々の役割分担が必要であることを認識し、自らの役割を誠実に実施するとともに、発注者の分担作業の実施に対し誠意をもって協力すること。協働及び実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより発注者に生じた損害の賠償も含め、係る遅延又は不実施に関して責任を負うこと。

2 再委託に関する事項

やむを得ず本件のうち一部を再委託する必要がある場合には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしたうえで、事前に書面により発注者に申請し、承認を得ること。

3 契約不適合に関する事項

(1) 事業者は、業務委託の完了検査が行われた日から起算して1年以内に発見された本仕様書との不一致（バグも含む。以下本章において「契約不適合」という。）について、担保責任を負うものとする。ただし、当該不適合の原因が発注者の指示によるものなど事業者の責めに帰すべき事由でないときは、この限りではない。

(2) 発注者は事業者に対し、当該契約不適合（事業者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、事業者に対して損害賠償を請求することができる。

また、当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本書において「追完」という。）を請求することができ、事業者は当該追完を行うものとする。

なお、発注者が事業者に相当の期限を定めて追完の催告をしたにも関わらず、その期間内に履行の追完がない場合には、発注者は当該契約不適合により生ずると想定される損害に対する賠償を請求することができるものとする。

4 機密情報の取扱いに関する事項

(1) 仕様書並びに本書に記載の事項、本件調達の履行に関し知り得た事項は、原則、発注者の機密情報として取扱うものとし、本件調達の期間中、期間終了後を問わず第三者に漏らしてはならない。

(2) 本件調達の業務従事者等に前項規定を順守させなければならない。再委託する場合は、再委託先の従業員と秘密保持契約を締結するなど必要な措置を講じること。

(3) 発注者は、機密情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で事業者の実施する業務の作業場所に立ち入り調査を行うことができる。また、発注者が機密情報の管理状況について報告を求めたときは、すみやかに必要事項を報告すること。

5 事故時の対応に関する事項

- (1) 本件の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に係らず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を加えた後に、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出すること。
- (2) 発注者が保有する情報の不正使用、漏洩、滅失、毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに発注者に報告するとともに、必要な対策について協議すること。この場合において、発注者は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
- (3) 発注者が保有する情報の不正使用等による事故が事業者の責に帰すべき事由により発生し、発注者又は第三者に損害を生じさせた場合には、発注者又は当該第三者に対し損害賠償の責任を負うこと。

6 著作権の帰属

本件システムの開発に際し、発注者が事業者を提供した資料、データ、または発注者が従前から保有していた既存の著作物に関する著作権は、引き続き発注者に帰属するものとする。

7 不可抗力に関する事項

本件の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により生じた毀損その他の損害は、すべて事業者の負担としその賠償の責を負うこと。ただし、故意又は天災地変、戦争、暴挙、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他事業者の責に帰することができない事由は、この限りでない。

8 信義則に関する事項

事業者の決定後に、本仕様書等の記載事項に疑義が生じた場合又は本仕様書等に定めのない事項に関しては、信義誠実の原則に従い、発注者と対等な立場で協議し、対応を決定すること。